

魚津市告示第97号

歳入の収納事務の委託について

魚津市営駐車場条例（昭和47年条例第21号）第7条に規定する回数駐車券の発行及び使用料の徴収業務を次のように委託する。

令和3年3月30日

魚津市長 村椿 晃

- 1 収納の事務を委託する者の住所及び団体名  
住 所 魚津市釈迦堂一丁目12番18号  
団体名 魚津市観光協会 会長 木下荘司
- 2 委託した業務の範囲  
魚津市営駐車場条例第7条に規定する回数駐車券の発行及び使用料の徴収業務
- 3 委託した期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで